

**規制改革・民間開放推進会議
重点事項推進ワーキンググループ
外国人分野担当サブワーキング**

平成 18 年 6 月 2 日

<意見交換テーマ1> 「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」

(事前質問項目)：[]内は回答省庁

1. 【内閣官房】「犯罪対策閣僚会議」の下に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(以下ワーキングチーム)における現在の審議内容をお示し頂きたい。
2. 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)では、ワーキングチームを構成する省庁(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)が、以下の事項(詳細は別添1)について18年度中に結論を得るとされている。それぞれの事項に係る検討状況をお示し頂きたい。
 - (1) 【内閣官房】外国人の在留に係る情報の相互照会・提供
 - (2) 【内閣官房、法務省】外国人登録制度の見直し
 - (3) 使用者に対する責任の明確化
 - ① 【内閣官房、法務省】不法就労者を使用する事業主への厳格な対処
 - ② 【内閣官房、厚生労働省】「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化
 - (4) 【内閣官房、法務省】使用者以外の受入れ機関に対する責任の明確化
3. 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」として閣議決定済の事項に加え、当会議としては以下の事項が必要と考えており(詳細は別添2の通り)、本内容に対し、見解をお示し頂きたい。
 - (1) 【内閣官房、法務省】在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等
 - (2) 【内閣官房、法務省】永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

<意見交換テーマ2> 「外国人介護福祉士の就労制限の緩和等」

(事前質問項目)：[]内は回答省庁

1. 【法務省、厚生労働省】当会議としては、我が国の大学等で学んだ留学生・就学生に対し、卒業・修了後の在留資格の変更により我が国で実務経験を積むことを認めてきたことは、とりわけアジア域内における人材の開発と還流を進める上で重要な役割と担ってきたと考えている。同様の視点に立てば、時間と費用を相当程度負担した上で厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業・修了して介護福祉士登録簿に登録した外国人が、我が国の当該分野で就労することに制限を設ける必要はないと考えるが、これに対し貴省の見解を明らかにして頂きたい。
2. 【厚生労働省】民間からの規制改革要望(17年11月)に対する貴省回答(17年12月)では、今般の日比経済連携協定において、フィリピン人の介護福祉士養成施設への就学及び卒業後の介護福祉士としての就労を認める枠組みも設けることとされている。当会議としては、当該二国間協定の国内法制に比しての優位性は、介護福祉士候補に対する日本語学習支援及び資格取得要件となる実務経験を得る方法を通じて確立されていると考えており、養成施設への就学及び卒業・修了後の就労との枠組みは二国間協定で担保されるべきものではなく、国内法制にて内外人平等の観点から全世界を送出し国の対象範囲として措置すべきと考えるが、これに対し貴省の見解を明らかにして頂きたい。
3. 【厚生労働省】当会議としては、17年度中に就労制限(就労年数:6年、就労地:僻地、就労目的:研修)を撤廃した医師及び就労年数上限の延長(4年→7年)を行った看護師と、介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって業を行う者であるとの点で本質的には同様と考えているが、業務独占資格と名称独占資格であること以外の相違があれば明らかにして頂きたい。
4. 【厚生労働省】我が国における社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・訪問介護員の労働力需給および標準的な給与水準の現状を、介護保険被保険者数・要介護(要支援)認定者数・介護サービス利用者数等の統計や、地域包括支援センターの設置等、介護保険法の17年改正内容との関係を踏まえつつ、見込みを含め最新の内容にてお示し頂きたい。
5. 【厚生労働省】厚生労働大臣が認可する介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士登録簿に既に登録されている外国人の数、及び「留学」、「就学」等の在留資格を得て同養成施設に現在在籍している外国人について、国籍別に最新の人数をお示し頂きたい。
6. 【厚生労働省】「第9次雇用対策基本計画」(平成11年労働省告示第084号)における「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化等我が国の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数を調節できるような受入れの在り方についても検討する」との内容の現在の状況を明らかにして頂きたい。

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（抄）

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等 との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
⑭在留外国人の 入国後における チェック体制の 強化 (内閣官房、 警察庁、総務 省、法務省、 外務省、財務 省、文部科学 省、厚生労働 省、経済産業 省、国土交通 省)	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。	重点・外国（1） 〔改定・法務ウ⑭〕			結論
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。				
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。				
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。				
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				

【参考】

エ 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

事項名	措置内容	改定計画等 との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
④高度人材の 移入に資する 在留期間の見直し (法務省)	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	改定・法務エ④	検討開始		結論

規制改革・民間開放推進会議の考え方

1. 『在留外国人の入国後のチェック体制の強化』

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において本件につき記載された事項と合わせて、以下の事項についても同時に検討し、結論を得るべきである。

（1）在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件の追加等

現在、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）に基づいてその在留資格の変更、もしくは在留期間の更新の許可を求めて申請を行う際は、原則として当初上陸する際に必要とされた資料と同様のものを改めて提出すれば足りるとされる。

一方、外国人の在留期間の長期化、定着化傾向が進む中で生じている重大事件等を鑑みるに、受け入れた外国人及びその家族の人権や文化的・社会的背景に配慮しつつ、我が国の経済・社会で生活する上での諸権利を認めるとともに義務を果たさせることがますます重要になってきていると考えられる。

従って、当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、出入国管理及び難民認定法第22条、及び永住許可に関するガイドライン（平成18年3月31日法務省入国管理局公表）に基づいて外国人が永住許可を得る場合などに求める「素行が善良であること」並びに「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」、かつ「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件を同様に求めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、要件追加の検討に当たっては、出入国管理の改善に加え、各市区町村が提供する福祉・教育等の行政サービスの向上や市区町村窓口事務の円滑化の観点から、①国税の納付状況、②地方税の納付状況、③社会保険の加入状況、④（家族が同時に滞在している場合には）子弟の就学状況、⑤（在留資格の特性に応じ）日本語能力等を出入国管理関係法令、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）等の関係告示において明示的に表記することの是非についても考慮する必要がある。

また、該当する情報は国の機関と地方公共団体との間での共用が可能なデータベースを構築した上での融通等、我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集する方法の在り方に絡めて結論を得ることが重要である。

(2) 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等

在留資格「永住者」は他の資格と異なり、一度許可を受ければ退去強制事由に該当しない限り我が国に引き続いて在留することが可能である。以降は在留期間の更新手続が原則として不要になるという意味では、出入国管理及び難民認定法が外国人に認める最も安定的な法的地位であるが、その安定的な効果は同法第 22 条が規定する「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件に支えられていると考えられる。

一方で、永住許可を得た外国人も、あらかじめ再入国許可を得た上での出国であれば3年間は当該許可が取り消されないとの点において、在留期間に制限のある他の資格と変わりがない。

従って、上述(1)の在留資格の変更及び在留期間の更新の在り方に係る検討を行うことに合わせて、永住許可を得た者についても、その在留の状況を定期的に把握することの是非、及び国籍法(昭和25年5月4日法律第147号)により帰化の許可を得て我が国の国籍を得た者との権利・義務関係の均衡について検討し、結論を得るべきである。

規制改革・民間開放推進会議の考え方

1. 外国人介護福祉士の就労制限の緩和等

現在、外国人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号）に基づいて我が国の介護福祉士の国家資格を取得しても、出入国管理及び難民認定法には該当する在留資格が規定されていないために原則として就労することができず、日本人の有資格者と同等の処遇を得られない。

介護福祉士は、外国人労働者の受入に係る現在の政府方針である第 9 次雇用対策基本計画（平成 11 年労働省告示第 084 号）における専門的・技術的分野の労働者に該当することに加え、既に我が国の介護福祉士資格を取得した外国人の数、及び在留資格「留学」若しくは「就学」等を得て厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設にて学ぶ外国人の数は我が国労働市場に雇用情勢の悪化を招くほどとは考えられない。

したがって、我が国の介護福祉士資格を取得した外国人に対して内外人平等を保障し、我が国での就労が可能な在留資格を付与することについて早急に結論を得、措置すべきである。

なお、本件を措置するに当たっては、フィリピンとの E P A（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）交渉において、既に大筋合意した介護福祉士受入れの枠組みとの関係に配慮する必要があるが、その合意内容は、日本語能力や資格取得要件となる実務経験を得る方法について一定の便宜を図る一方で、受入れ人数を制限し、与えられる在留資格も「特定活動」と個別性の高い対応となっている。当該二国間協定による資格取得の在り方とは別に、自ら努めて適法に我が国の介護福祉士資格を取得した外国人介護福祉士には我が国介護福祉士と同様の役割を担わせる内容で、当該分野に係る新たな在留資格を設けるべきである。